平成30年7月18日(水) 午前10時から午後12時30分まで 市庁舎4階 財政局会議室

税制課長

それでは定刻になりましたので、ただ今より、第4期第6回横浜市税制調査会を始めさせていただきます。委員の先生の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、本日の会議の開会にあたりまして、定足数のご報告と会議の公開についてお諮りしたいと思います。委員2名がご欠席となっておりますが、委員の先生5名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告させていただきます。続きまして、会議の公開につきましては、前回同様ですが、座長のほうで、非公開とさせていただいております。それでは早速、議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行につきましては座長にお願いしたいと存じます。座長よろしくお願いいたします。

はい。それでは、本当に暑い毎日、お集まりいただきましてありがとうございまし た。。本日の議題は、みどり税の報告書の最終確認ですから、ほぼ、皆さんとともに、こ れを細かくチェックをしていきたいと思います。構成見ていただきますと、1枚おめくり いただいて、目次、ご覧いただきますけれど、3章立てになっております。3章のところ が、国税・森林環境税とみどり税の関係。第1章が通常の報告書にあるように、これまで の、第2期と言っていますけれど、これまでのみどり税の取組が成果を上げていたのかど うかのチェック。第2章のところが、今後5年間の予定について、みどり税を継続する理 由が成立するのか、正当かされるのか、ということを見た上で、2章の2のところで、課 税の手法を、課税の根拠は1章1節でやっていますので、課税の手法と書いてありますけ れども、均等割が5年間、税率900円でいけるのかということを、2章の2節のところで やってございます。3章が、先ほど申し上げたように、国税の問題。特に、3章の4節の ところは、使途を含めて、ちょっと踏み込んで書いてございます。そして、おわりに、と いうことになっておりますので、事務局のほうからこれを逐次、といいますかまずは章ご とに、ご説明をいただければと思います。私で書かせていただいた、はじめに、からいき ますが、はじめにが今回だいぶ長くて、構成をすべてここのところで要約をしておりま す。

座

1枚目おめくりいただきますと、最初の定型みたいな入り口から、入っております。税制調査会の位置づけと、その中で一番大きな議題は横浜みどり税だ、ということを宣言した上で、我々、この前身の税制研究会の頃からみどり税に関わって、ずっと見守り続けてきたということを書いてございます。その上で、更新を迎えたので諮問されましたということで、ここでいつもながらですが、単純な、慣行的な継続、中身を見ずに継続OKというのは良くないということを指摘した上で、きちんとした審議をやりました、という姿勢を明確にさせていただいています。1枚おめくりいただきまして、この税の性格を、税ありきではなくて、事業ありきというような、財源確保のための超過課税であるというふうにして、事業が大事ですということをここで宣言しております。

5頁になりますけれども、その下からが構成になっています。まず、構成のおおよその 形、第1章では、ということを書いた上で、第2章、これで中身を色々書いてございます けれども、おおよそ要約になっています。ここでは特に重要なことはないです。

7頁の頭のところまでで、次期みどり税が、我々とすると賛成しますよ、というような

ことを少し滲ませた上で、通常の報告書であればここで終わるけれども、今年については 国税・森林環境税の問題があるので、これについて3章をあててあります、ということを 書いてございます。 そして、この中身を今からご説明をいただきます。では、お願いいたします。 よろしくお願いいたします。では、1枚おめくりいただきまして、9頁第1章をご覧い ただければと思います。現行の取組、第2期横浜みどり税の検証でございます。まず最初 に、この章で何をやるかということで、この施策の重要性・必要性があるということを述 べてございまして、そのあたりを厳しくチェックする必要があるということ。この章で、 みどりアップ計画の取組の成果と横浜市の行財政改革の取組状況について確認をすること 税制課企画係長 と、第2期横浜みどり税の税制について検証を行うということを述べてございます。第1 節でございます。現行の取組、第2期横浜みどり税の評価でございます。横浜みどり税の 評価ということでございますけれども、基本的な中身といたしましては、先ほど申し上げ たみどりアップ計画の成果と横浜市の行財政改革の取組状況について、を各々で評価をす るところでございます。 座 長 読み上げていただいた方が分かりやすいと思います。 税制課企画係長 はい。そうしましたら読上げさせていただきます。 座 長 はい。お願いします。 第1章、現行の取組、第2期横浜みどり税の検証。これまでの本税制調査会の答申等で

繰り返し述べてきたように、横浜みどり税のように課税自主権を活用して独自の課税を行 うのにあたっては、その施策の重要性・必要性が明確でなくてはならない。今回、第3期 横浜みどり税の継続の是非について検討するのにあたり、本税制調査会としては非常に強 い決意を持って臨んだ。それは、横浜みどりアップ計画の成果について、前回の継続時に も増して厳しくチェックする必要があるということである。横浜みどり税条例がその施行 からの10年間でどれだけの成果を上げているのかが明らかでなければ、横浜みどり税の継 続の議論をすることができないと考えたからである。この章では、現行横浜みどりアップ 計画の取組の成果と横浜市の財政及び行財政改革等の取組状況について見ていくこととす る。また、併せて第2期横浜みどり税の税制について検証を行うこととする。第1節、現 行の取組、第2期横浜みどり税の評価。この節では、現行の横浜みどりアップ計画の取組 の成果及び横浜市の財政及び行財政改革等の取組状況について評価を行う。(1) 現行横浜 みどりアップ計画。本税制調査会はこれまで、横浜みどりアップ計画の成果について、常 に事業の進捗状況に気を配り、定期的に確認を行ってきた。しかしながら今回、本税制調 査会は計画期間が単に事業の進捗状況を確認することにとどまらず、施策の根源的な目的 である緑の保全・創造の状況がどのように進んでいるのかにまで踏み込んで確認すること とした。先に述べた通り、第3期横浜みどり税の継続の是非について検討するには、横浜 みどり税導入からこれまでの成果についてしっかりと成果を検証する必要があると考えた のである。そうした考え方のもと、横浜市の緑の保全・創造の取組の成果について、様々 な視点から確認し、評価を行うこととする。ア、取組の柱1、市民とともに次世代につな ぐ森を育む。横浜みどりアップ計画の取組の柱1の主な事業は、樹林地の確実な保全の推

進、つまり、緑地保全制度による指定の拡大・市による買取りである。この事業こそが、 横浜みどり税の主たる使途であり、横浜みどりアップ計画の中でも最も重要な施策であ る。そして、この事業の成果が、そのまま横浜みどり税導入の成果とも言えるものであ り、しっかりと検証する必要がある。まず、緑地保全制度による新規指定等の面積推移が 環境創造局から報告された。新規指定等の面積は、この計画期間のうち4か年で328.4~ クタールであった。また、横浜みどりアップ計画のスタートからの累計では855.6~クタ

税制課企画係長

ールとなり、確実に指定面積が増加していることが確認できる。また、単年度の実績が 100~クタール台から60~クタール台へと減少傾向にあることについて、説明があった。 前期計画においては、まとまりのある樹林地を優先して保全の働きかけを行っていたが、 樹林地の指定が一定程度進んで一巡した結果、特別緑地保全地区の指定面積の平均が前計 画期間までの2.1~クタールから、26から28年度の3か年の平均が1.5~クタールと、保全 対象の1件当たりの平均面積が小さくなっている状況の説明があった。これは、指定が進 んだことにより、より小さな樹林地まで働きかけを行うことができているということであ り、樹林地の保全が確実に進捗していることの証左とも言えよう。次に、樹林地取得の事 業費の推移について報告された。樹林地取得の面積は、この計画期間のうち4か年で、横 浜みどり税の充当分・非充当分を合わせて88.5ヘクタールであった。また、横浜みどりア ップ計画のスタートからの累計では213.1~クタールを取得している。ここでは、横浜み どり税を活用することにより、緑地保全制度による指定地での買取り希望に対して、基本 的には全て対応することができていることが報告された。この樹林地取得の事業費の推移 で注目すべきなのは、各年度の事業費の増減である。現在の計画期間においては、毎年の 事業費においては大きな変動はないが、前計画期間においては各年度の事業費が大きく変 動している。そして、みどり税非充当分の事業費は大きく変動しておらず、みどり税充当 分の事業費がその変動分を吸収していることが見て取れる。これは、横浜みどり税を各年 度で使い切らず、基金に積み立てて買取りに対応しているからこそ、各年度において発生 する不測の事態による買取り希望に対して対応できていることを表しており、横浜みどり 税による成果として高く評価できるものである。また、固定資産税概要調書と樹林地の取 得実績から環境創造局が作成した、固定資産税の課税地目が山林であるものの減少量の推 移が報告された。このグラフからは、横浜みどりアップ計画が開始された平成21年度以 降、山林面積の減少が明らか鈍化していることが見て取れる。続いて、このグラフに関連 して次の資料が示された。この資料は、先に報告された緑地保全制度による新規指定面積 と山林減少面積との関係を図にしたものである。図を見て分かる通り、両者の間には非常 に高い相関関係が認められる。この結果から、緑地保全制度による指定は、山林面積の減 少に歯止めをかける要因の一つであると言えるだろう。次に、本税制調査会は、全国にお ける特別緑地保全制度の運用状況を確認するため、全国及び他都市の特別緑地保全地区の 指定買取の状況についての報告を求めた。提出された資料は次の通りである。指定状況か らは、特に平成25年以降の指定実績で、全国における横浜市の割合が高くなっている。横 浜みどり税を導入した平成21年度以降の累計で、全国の指定面積のうち約40パーセントが 横浜市であることが確認できる。また、全国と横浜市の買取状況からも、全国における横 浜市の割合が非常に高くなっていることが確認でき、こちらは横浜みどり税導入の平成21 年度以降の累計で、全国の買取面積のうち約38パーセントが横浜市となっている。他の政 令指定都市との比較でも、指定面積・買取面積ともに、非常に高い実績となっており、横 浜市の取組状況が、全国でも際立っていることが確認できる。これらの他都市との比較か らも、横浜みどり税の導入により、不測の事態等による買取り希望に対して確実に対応し てもらえる安心感などを背景に、樹林地の指定推進が大幅に進んでいるということができ るだろう。イ、取組の柱2、市民が身近に農を感じる場をつくる。次に、取組の柱2の成 果を確認する。取組の柱2において横浜みどり税を活用して行っている主な事業は、水田 の保全、収穫体験農園・農園付公園の整備などである。水田は、横浜市の都市マスタープ ランや水と緑の基本計画でも保全の対象とされているとともに、横浜市の景観ビジョンの 改定素案においても里山景観の一部として、保全すべきとして位置付けられている。市域 内における水稲作付面積と保全承認面積の推移が報告された。実績として、市域内の水田

の9割にあたる119.8~クタールを保全し、貯水機能や景観形成などの市民共有の貴重な 農景観である水田の減少を食い止めることができている。水田は、畑と比べて用水路の管 理など維持に手間がかかり、収益性もかなり低い。都市部においては、水田として耕作す ることに適した土地であっても、水田として維持することは難しい状況にある。市域内の 農地は、約3,000ヘクタールあるが、水田は130ヘクタール余りであることからもその状況 が見て取れる。こうした状況を確認するため、水田から畑等に転用されている事例が紹介 された。都市部においては、水田から収益性の高い近郊農業の典型的な作物を作付けする 畑に転換する圧力が非常に高いと考えられる。水田は一度畑にしてしまうと水田に戻すこ とは困難であり、緑としての水田を残していくためには、保全の取組が必要なのである。 次に、収穫体験農園・農園付公園の整備面積の推移が報告された。収穫体験農園・農園付 公園についても着実に整備が進んでおり、この数年では特に、農園付公園の整備が進んで いる。農園付公園については、平成28年度に本税制調査会も実地調査を行っているが、そ の際には区画の募集倍率が高く、非常に人気があるとのことであり、市民の緑に対する意 識の高まりを感じることができた。こうした取組は、市民が自ら緑と土に触れ合うこと で、緑の重要性を再認識し、緑の保全・創造の取組に対する意識を高めるうえで非常に重 要な取組であると言えるだろう。ウ、取組の柱3、市民が実感できる緑をつくる。取組の 柱3では、横浜みどり税を活用して、市民協働による緑のまちづくり事業などが実施され ている。市民と協働して、地域が主体となって、地域にふさわしい緑を創出する計画をつ くり、計画を実施していく取組を42地区で実施したとの報告があった。この取組について も、本税制調査会は実地調査を行っているが、その地域では個人だけでなく、法人も積極 的に緑の創出に取り組んでいるのが印象的であった。こういった取組は、直接的に緑を創 出するだけでなく、市民の緑に対する意識の向上に大きく資するものであろう。このほ か、第2期への継続時に本税制調査会は、都心臨海部や緑の少ない地域の緑化にも取り組 むべきと指摘していた。この点についても、都心臨海部の都市公園、港湾緑地、街路樹な どを中心に質の高い緑や花の整備と管理を集中的に展開し、街の魅力の形成、賑わいづく りにつなげる取組が実施されており、こういった取組みについても評価できよう。(2)財 政及び行財政改革等の取組状況。これも、本税制調査会のこれまでの答申で繰り返し述べ てきたことであるが、課税自主権を活用して市民に追加の負担を求めるにあたっては、財 政状況と行財政改革等に対する理解と納得が欠かせない。ここで、横浜市の財政と行財政 改革等の取組状況について確認しておくこととする。ア、財政の取組状況。歳入の中心を 占める市税収入は、かつてのような伸びを確保することが難しい状況が続いている。そう した中で、徹底した事務事業の見直しや様々な財源確保などにより、財政見通しで見込ま れる収支不足額を毎年度の予算編成で確実に解消しながら、財政の健全性を維持し、持続 可能な財政運営の推進に取り組んでいる。特に、他都市に先駆けて市債の発行抑制に取り 組んでいる。また、借入金残高についても、一般会計の市債残高だけでなく、特別会計・ 企業会計の市債残高や外郭団体の借入金のうち一般会計が負担する債務も含めて「一般会 計が対応する借入金残高」と位置付け、縮減に取り組んできていることが確認できる。ま た、市税の公平かつ適正な賦課徴収に努めるとともに、未収債権について全庁的に縮減に 取り組んでおり、実際に未収債権額が着実に圧縮されていることが確認できる。イ、行財 政改革等の取組状況。厳しい財政状況を踏まえ、事業評価を踏まえた徹底した事務事業の 見直しに取り組んでおり、経費縮減と市民サービス向上に一定の成果を挙げている。平成 30年度予算編成時においても、事業見直し効果額116億円、事業見直し件数1,176件の経費 を削減している。また、業務効率化や事業廃止などスクラップアンドビルドの取組によ り、簡素で効率的な執行体制の構築にも取り組んでいる。第2節、第2期横浜みどり税の

課税制度。前節では、現行の取組の状況について評価を行った。続いて、この節では現行 の第2期横浜みどり税条例の税制について検証を行う。検証にあたっては、横浜みどり税 について課税手法・課税期間・税率の別に行い、その他、市民参画と固定資産税等の軽減 措置の状況についても検証を行う。(1)課税手法まず、横浜みどり税の課税手法である が、市民税個人・法人均等割への超過課税という課税手法を採用している。これは、横浜 みどり税の導入時に、本税制調査会の前身である横浜市税制研究会において、緑の保全・ 創造に向けた新たな税として、市民税個人・法人均等割への超過課税によって、多くの市 民の方々に広く薄く負担を求めていくことが適当と整理したものであり、25年度の継続時 にもその考え方を採用しているものである。その趣旨を改めて確認すると、首都圏として の立地環境等から強力な開発圧力にさらされている横浜市において、緑を保全・創造して いくためには大きなコストを要し、他都市における行政需要や標準的税負担による行政需 要を超える水準のコストと考えられる。緑の保全・創造による受益は、市民である個人・ 法人に広く及んでいくことから課税手法としては市民税個人・法人均等割の超過課税がふ さわしい。というものであった。改めて言うまでもなく、横浜みどり税を活用した横浜み どりアップ計画の事業・取組による受益は、広く個人・法人におよんでいる。したがっ て、横浜みどり税が、課税手法として市民税、個人・法人均等割の超過課税を採用してい ることは妥当であろう。なお、第1期の横浜みどり税においては、法人市民税法人税割が 課されない法人、いわゆる欠損法人に対して横浜みどり税の課税免除措置が設けられてい た。しかし、第2期横浜みどり税において、課税免除措置は廃止されている。この点につ いては、そもそも本税制調査会は、欠損法人に対する課税免除措置について、特定の対象 に特例を設けるような制度は公平性という点からは、望ましいとは言えないものであると していた。この廃止の判断は、前回の継続に当たって、横浜市と市会において十分な協議 を行った結果、実施されたものであろう。税制・税理論の観点からは、この判断は妥当な ものであると言える。(2)課税期間。次に、課税期間である。現行の横浜みどりアップ計 画に対応した横浜みどり税の課税期間としては、個人については、平成26年度から平成30 年度までの各年度分の個人の市民税、法人については、平成26年4月1日から平成30年3 月31日までの間に開始する各事業年度等に係る法人の市民税となっている。横浜みどり税 導入時の横浜市税制研究会の整理としては、定期的に事業効果の検証を行っていくうえ で、5年間という期間設定が合理的という整理をしており、その通りの税制が採用されて いるものである。課税自主権を活用した財源確保策において、期限を区切って定期的に事 業効果の検証を行うことは避けられない。事業効果の検証を行っていくうえでは、横浜み どり税の課税期間が、それを財源の一部に活用している横浜みどりアップ計画の計画期間 と同じ、5年間という期間設定であることは妥当である。なお、前回の継続時に、課税期 間終了後の基金の取扱いについて、たとえ課税期間が終了したとしても、基金に残った額 は、引き続き根幹的な使途である特別緑地保全地区等の買取りの財源として活用する必要 があることから、課税の期間と基金の存続期間は一致しないと結論付けた。そうした樹林 地の買取事業は、横浜みどり税の使途としての根幹となる事業であるが、この買取りは、 主に土地所有者等の不測の事態の発生に対応するものであって、その事業執行は必ずしも 課税期間中に生じるとは限らない。買取りに充てるべき横浜みどり税が基金に積み残しに なる可能性もあるが、このような状況においてはむしろ、納税義務者の増や景気動向など による税収の上振れ分なども含めて、基金に残った額は、引き続き根幹的な使途である特 別緑地保全地区等の買取りの財源として活用すべきものである。(3)税率。現行の横浜み どり税の税率は、個人は年間900円、法人は年間均等割額の9%相当額となっている。こ の税率の算定にあたっては、まず、横浜みどり税は緑の取組のために必要な財源を確保す

るためのものであるから、これからの緑の取組、平成26から30年度案に掲げられた事業の うち、使途の考え方に照らして、横浜みどり税を充当することが適切な事業を明らかにし た。この使途の考え方について確認しておくと、横浜みどり税の主たる使途は、言うまで もなく樹林地の確実な担保、公有地化につながる特別緑地保全地区等の買取である。これ は横浜みどり税創設時から揺るがないものであり、市民に特別の負担を求めるという点か らは、より確実な緑の保全・創造につながるものでなくてはならず、特に、恒久的な保全 策である買取による公有地化が最も望ましいとしてきたものである。これに、超過課税の 趣旨にかなうものとして、保全措置が講じられた樹林地等の維持管理や、市民が身近に緑 を実感することができるような緑化の推進、間伐等による森の再生、人のにぎわう森づく りなど緑の質の向上につながる取組、森づくりボランティアなど広く市民参画につながる ような取組といったようなものを加えている。その結果、横浜みどり税の使途としては、 次の4点に整理されている。①樹林地・農地の確実な担保、公有地化、②身近な緑化の推 進、③維持管理の充実によるみどりの質の向上、④ボランティアなど市民参画の推進につ ながる事業、施設の整備費や特定の個人・事業の支援的な性格を有する事業については除 外、基本的にこの4点に整理されているものであるが、本税制調査会は前回の継続時に、 この使途の中でも、横浜みどり税を多くの市民が実感できる機会が少ないという声がある ことを踏まえ、都心臨海部や緑の少ない地域の緑化の取組を、さらに充実させることが必 要ではないかと指摘した。また、民有の樹林地や農地等については、土地所有者に可能な 限り長く持ち続けてもらうべきであり、維持管理費用の支援の充実が、緑地保全制度によ る指定の推進につながっていくことに留意する必要があると指摘している。こうした考え 方に従って、本税制調査会が横浜みどり税を充てることについて問題がないと確認した事 業に必要な事業費のうち、国費・市債の充当分及び一般財源で対応すべき部分を除いた、 市民税均等割の超過課税によってまかなうべき財源額を明らかにした上で、税率の算定を 行っている。具体的には、これからの緑の取組、平成26から30年度案の総事業費は、約 485億円と計画されており、そこから、国費・市債の充当分及び一般財源で対応すべき部 分を除いた、横浜みどり税が必要となる事業費としては約130億円となった。そして、仮 にこれらの全てを市民税個人・法人均等割の超過課税によってまかなうこととした場合、 個人の税率は年額900円、法人は規模等に応じた均等割額の9%程度、4,500円から 270,000円になると算定されたのである。これは、示された計画における事業費を前提 に、必要とされる財源を全て市民税均等割の超過課税によってまかなうことと仮定した場 合の税率を、本税制調査会として算定したものであり、最終的な税率及びその算定根拠で ある事業費は、横浜市と市会において協議した上で設定されたものである。また、個人・ 法人間の負担割合については、横浜みどり税の導入時に税制研究会において整理されてお り、実施による市民税全体、所得課税分を含む、の負担増加率を個人・法人で同程度とし ていくことが適当として、現行の横浜みどり税では、個人900円・法人9%となってお り、個人100円につき法人1%となっている。この個人・法人間の税率設定は、府県にお ける森林保全等に向けた県民税超過課税においても広く採用されており、そういった点か ら見ても妥当であると言えるだろう。(4)市民参画。横浜みどり税の導入時に、本税制調 査会の前身である横浜市税制研究会は、市民税均等割の超過課税という形で新たな税負担 を市民に求めるためには、これまで以上に市民の理解と参画に支えられることが重要であ る。施策の開始にあたっての事前の市民参画はもちろん、どのように使われ、どのような 効果があったかという事後的な効果の検証、さらには施策への提言等についても、これま での取組をさらに発展させた仕組みを作り上げていくことが重要と整理している。こうし た考え方の下で、平成21年度に横浜みどりアップ計画市民推進会議が設置され、平成24年

度からは本税制調査会と同様の条例設置の附属機関として活動している。委員は、学識経 験者のほか、関係団体、町内会・自治会代表、公募市民の計16名により構成されており、 施策・事業の市民への情報提供や、横浜みどりアップ計画の評価及び意見・提案を市民参 加により行っている。今回、本税制調査会に対しては、平成30年6月にまとめられた市民 推進会議の平成29年度報告書である横浜みどりアップ計画4か年の評価・提案が提出され た。その内容を見ると、取組の柱ごとに横浜みどり税を充当している事業・取組を中心に 評価・検証を詳細に行っており、さらには提案を行っている。本税制調査会が、税の立場 から横浜みどり税の使途のチェックを行うのに対して、市民推進会議は公募市民5名を含 めた16名の委員が、市民の立場からチェックを行うことに加えることで、緑の保全・創造 による受益を受ける市民自らが緑の保全・創造の取組に携わっているものであり、有効に 機能していると評価できるものである。税の理論からも、特に横浜みどり税のような市民 税均等割の超過課税においては、市民全員が受ける行政サービスの受益に着目し、その費 用を市民全員で均等に分担しようとする税目であるため、税制の内容やその税収の使途 に、市民みずからが関心を持ち、意見を述べることができる市民参画の会議を設置する必 要があるものである。(5)固定資産税等の軽減措置。横浜みどり税条例では、市民税均等 割への超過課税の他にも、固定資産税及び都市計画税の軽減措置として、基準以上の緑化 に対する軽減措置と、宅地内の農業用施設用地に対する軽減措置を規定している。これら の制度は、緑地や農地の維持管理負担の軽減を図り、一層の市街地等の緑化誘導や農地の 維持保全を図ることを目的として導入したものである。ア、基準以上の緑化に対する軽減 措置、緑の創造を目的とした税負担の軽減措置。これは、敷地面積が500㎡以上の建築物 の敷地において、一定の緑化基準を超えて5%以上の上乗せ緑化を行い、緑化部分全体を 横浜市と10年間保全する契約を締結した場合、上乗せ緑化している部分に係る固定資産 税・都市計画税の税額の4分の1を10年間軽減するものである。この軽減措置の適用実績 と軽減相当額は次の通りである。イ、宅地内の農業用施設用地に対する軽減措置、緑の保 全を目的とした税負担の軽減措置。これは、1,000㎡以上の農地で耕作を行っている農家 で、所有農地等を10年以上耕作すること及び農業用施設を10年間継続して利用する契約を 横浜市と締結した場合、農家の敷地内にある農業用施設用地に係る固定資産税・都市計画 税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減する措置である。 この軽減措置の適用実績と軽減相当額は次の通りである。ウ、まとめ。前回の継続時にも 指摘したことであるが、やはり1件当たりの軽減額のインパクトが小さく感じる。しかし ながら、適用件数及び面積は着実に増加しており、市街地等の緑化誘導や農地の維持保全 に対するインセンティブとしての効果が一定程度は出ていると考えられ、これらの制度を 導入している成果はあったと考えるものである。第3節、まとめ。本章では、第2期まで の横浜みどりアップ計画における横浜みどり税を活用した事業・取組について、前回の継 続の時以上に厳しい検証を行った。その結果として、横浜みどりアップ計画は確実に成果 をあげていることが確認できた。

特に、根幹の事業である樹林地の指定・買取事業について、指定面積・買取面積において他都市との比較でも成果の大きさが確認できている。その他の事業についても、確実に実績をあげている。横浜みどり税はその導入した目的の実現に、確実に近づいていると言えるだろう。また、横浜みどり税の税制について、課税手法・課税期間・税率・市民参画・固定資産税等の軽減措置について検証を行った。こちらも、現行制度が適切なものであったことを確認した。第1章は以上でございます。

座 長

はい。ありがとうございます。すべて読み上げていただきましたので、どこか、ご質問、あるいはチェックをしていただければと思います。

委員	言いたいこと先に全部言っていいでしょうか。
座 長	はい。お願いします。
	まず、目次で話したほうが分かりやすいと思います。目次を見ていただきたいのです
	が、2章の構成はこれでいいかなと思います。これからやることで政策目的があって、ど
	ういう制度設計しますか、という順番ですから。1章のほうが最初分からなくて、何で使
	い道だとか政策目的の話が先に、検証のところで出てきて、みどり税の制度設計うまくい
	きましたか、というのが後だったか、よく分からないです。はじめに6頁、第2段落の横
	浜みどり税は税ありきではなく事業ありきだからである、と書いてあります。そこの2行
	で私は納得しました。だから事業の中身のほうは、要するに使途のほうが先に出てきて、
委員	それを支える税制のチェックが2番目なのだとわかりました。それは、1章の中に書き込
女	んだほうがいいのではないか、と思います。1章の柱書のところです。第1節が始まる
	前。1章で検証するのは使い道の方が先で、それはなぜかと言うと先ほど言ったように税
	ありきではなく事業ありき、要するに政策ありきでそういう政策がうまくできていたか、
	をチェックしたうえで、それに税制が貢献できていたかというのが次に出てきますと言っ
	た方がわかりやすいと思います。
	それから、細かいこと言うと、1章の柱書のところ1行目、「これまでの本税制調査会
以此是 人 玉 <i>K</i> E	の答申等で繰り返し述べてきた」の「等」とは、なんですか。
税制課企画係長	
委員	
税制課企画係長	ļ
	意見書と答申の2本立てでしたということなら、そうはっきり書いた方がいいです。
	それから3行目。「独自の課税を行うのにあたって」。「行うにあたって」では、ないで
	すか。「の」は要らないです。「は、その施策の重要」って、その施策ってなんですか。そ
	れがわからないです。租税施策の話をしているのか、みどりの金使う施策の方の話をして
	いるのか。どちらかがわからない。「その」というのが。両方ここでは出てくるのでどち
	らなのかわからないです。
委員	それから、柱書の一番下の段落から2つ目の段落。「この章では」文末が「見ていくこ
	ととする」。現在進行形ではなくていいと思います。「ついてみる」です。
	それから、11頁2行目。税制調査会と事務局だけでやっているのではなくて、市長事務
	部局の他の担当局からも出てきて、しゃべってもらっています、現状把握しています、と
	いうのを言いたいのだろうと思うが、そんな中の話の順番をここでは書く必要はなく、中
	身だけを書いて、それは平成30年度税制調査会第何回総会とか会議とかで、環境創造局提
	出の資料によるとか、そういう注記にして表現すればいいのではないでしょうか。他のと
	ころも同じです。どこから報告されたかとかプロセスを書いています。
座 長	これは、引っかかります。
	なぜ流れを書くのでしょうか。
	それから、全体を通して言えますが、事実なのか評価なのかはっきりわからないです。
	例えば、12頁の2つ目の段落。「これは、指定が進んだことにより、より小さな樹林地ま
委 員	で働きかけを行うことができているということ」これは評価ですか。「できていると評価
	してよいと考える」ならわかります。「できているということ」それは事実ですか。ある
	いはそうではなくて、単位面積が小さくなったのでそういう評価ができるということなの
	か。
税制課企画係長	報告されたことの中に入っていたことです。
委員	それはもちろんそうです。

それは、この中で人間が、担当局が出てきてしゃべりました、というだけであって、問題なのは中身です。中身が、事実として把握しましたと言っているのか、事実を説明してもらったので、税制調査会が評価をそう加えましたと言っているのかわかりません。

それから、同じように、ここが出てきてしゃべりましたというのが14頁のグラフの間に書いてある4行の一番下。「グラフに関連して次の資料が示されました」と、資料が記載されていれば示されたことだとわかります。だからそれは、さっき言ったように第何回の税制調査会におけるどこそこの提出資料と書けば、注記で書けば十分です。

それから、15頁の「提出された資料は次の通りである」提出したから出ているわけでそんなこと書かなくていいし、その直前に「報告を求めた」と書いてありますが、報告求めたのだからそれもいらない。

座 長 ほとんど全部そう。13頁も。すべて「報告された」となっている。

その手の、中でどういう順番で会議が進んでいきました、なんて書かなくていいです。 会議で出てきた資料はどこが出したやつで、それを分析したら税調としてはどういう評価 を与えたか、どう読み取ったかということがこの文章の中に出てくればいいです。

それから、定性的な話は止めた方がよいと思っています。16 頁の下から4行目。「非常に高くなっている」と書いてありますが、私から見ると意外に少ないなと思って見ていたのですが「非常に高くなっている」と言われると、何が根拠で非常に高いのか、わからないです。定性的に出すと、大混乱に陥ります。だから、数字だけに留めといた方がいいです。この数字だけ、「何パーセントになっている」でいいです。あるいは言うのであれば、全国平均よりも多少は高いという気はするけど、それを「非常に」と言っていいかどうかはもめそうです。やめておいたほうがいいのではないかと私は思います。

あと例えば言葉遣いで 19 頁の写真の中「水田から畑に転換されている」。決まっている じゃないですか。「水田から畑に転換した」とか書いた方が私は良いと思います。されてい るとは、普通は書かないと思います。

それから、26 頁は均等割の話が始まって、それから 33 頁は固定資産税の減免の話が出てきて。みどり税条例では、均等割への超過課税の他にも減免がありますと書いてある。だったら、みどり税というのは、超過課税と固定資産税の減免と2本立てでやっていますと書かないとわからないです。入り口のところで「みどり税の課税手法であるが」超過課税であると書いてあるのに、後にみどり税には減免もあります、そうではなくて、柱書のところに書かなくてはならないのは、大枠言うと、超過課税と固定資産税の減免の2本立てでやっていますというのがあって、じゃあまず超過課税の方から見ます。そういう分類でやっていく。

それから、税率の29頁のところ。入り口税率の話をしているのに、途中から使途の話になってしまっている。使途は、さっき前の方で出てきたように、みどりアップ計画でこんなですよと言っているので、使途を限定しています、と項目立てて使途の話をした方がいいです。ただし、法的な意味では目的税ではなくて、特別会計ではないので、事実上、みどりアップ計画と市民会議ができるだけ絞りをかけてもらって、事実上としての目的税で使おうとしています、という上手い表現がそこのところに入っていれば、使途で項目立てる。

委員

	それができなきゃ使途のことはここでは書かない方がいいです。使途は限定していない、
	制度的には、そうですよね。
税制課企画係長	条例上はそうですね。
委 員 E 員	そうでしょう。だけど、条例作るときの経緯でみどりがあって、使途はなるべく絞らなきゃ無理だよねと読んだので、みどりアップ計画もあるし、市民会議もそれと連動すべきだし。そういうつながりじゃないですか。だから、税率の話で途中から使途はどう考えてもおかしいし、使途の話は前で評価したと言っているのだからここで繰り返す必要もない。だけど、制度設計の中で使途はこういうものにしたいよねと事実上目的を限定していた。そこのところは上手くそう書ければ、見出しを4番目にでもして書いても構わないような気はする。と僕は思います。それから、市民参画。うちのこの税調って、使途まで所掌事務に入っているのですか。それはそう思いますけどね。 僕が見たものは、課税自主権は活用すると書いてあったけれども、それ以上のこと条例
	で、使途まで手突っ込んでいいとは書いていなかったと思うのですが。
座 長	それこそこれ、くどいほど書いているように事業ありきなので。
委員	だからもう一つ、前のところで僕は書くべきだと思うのですが、税調は与えられている 任務は課税自主権の活用で何かできないかという税制上の知恵を考案すること。だけども それには歳出面あるいは政策目的というのは全く無視して議論することは不可避なので、 所掌事務としては直接言及されていないけれども、事実上それについても評価を加えない と今までの税制が良かったかどうかがわからない、これからの税制を立てるとしたら何が できるかわからないのでそこも言及しますと書いた方がいいと思います。
座長	そこの書きぶりはすごく難しいですね。
委員	難しいですよ。例えば、政府税制調査会を見ると、使途の話は一切書かないですよね。 もう一つ下の役所の研究会レベルなら書いてあるわけですよ。そこは今度の森林環境税の ところでも書いていますよね。だからあれ税調にあがるときにはこういう税制作ります、 としか言わないです。
座長	結論だけですよね。
委 員	そうそう。結論というか税制の話だけ。だけどこの文脈ではそれだけやるとさっぱりわからなくなるので。なので、みどりアップはどうだったか評価しましたというのは僕はいると思います。それは、この税制調査会が当然できることではなくて、そこまでやらないと評価ができないので事実上悪く言うと越権行為かもしれないけれどちょっと手を伸ばしますよ、とエクスキューズしておかないと。
委 員	ですが、当税制調査会の委員が実際に入っているのは事実であって。
委員	それはいいですよ。市民会議の方のメンバーですから。税制調査会の方のメンバーじゃ ない。
委員	そういう書き方はされてないですけれど。
委員	そうでしょう。ならば市民会議にたまたま彼は何かの理由で選ばれただけなのでしょうか。
座 長	ただ、市民会議ができた理由というのが、税制からの説明でできているのです。
委員	そう、もちろんそうです。
座 長	この課税のやり方をやる以上は、市民会議、県民会議は必要ですと。
委員	僕も大事だと思っています。
座 長	ですので、そこを言わざるを得ないので、使途を監視する組織の存在が我々の所管外と

				いうのはちょっと言うべきではないかと思います。当然のように入っていると書いてもお
				かしいのかもしれませんけれども。
委			員	制度的に目的税で作れたら要らなかったですよ。ですが、目的税で作れるか微妙で、それから行政に対する市民参画というのがここ20年位随分日本で流行っています。だから、事実上目的が限定されるようにコントロールできるのではないか。それは有りですよ。僕も有りだと思います。
座			長	現実には、15年前くらいの府県の森林環境税の流れを引きずってできたというのが正直なところですけれど、ただおっしゃるように目的税ではないのだけれども、目的限定の超過課税という場合にはやっぱりこの税制調査会というものがあったとしても当然普通は更新期だけなので、日常的に議会は別なのだというロジックを入れないと、説得力がないかと感じます。
委			員	その文脈はここには出ていないのです。
座			長	それをどこまで書くかなのですが、例えば目的税を純粋に法定外とすると目的税をやる 場合も使途について税制からモノが言えないということはまずない。
委			員	むしろ目的税だったらそうですよ。当然。
座			長	ですから、そもそも今諮問されているのは確かに課税自主権ということなのですが、目 的税をやる場合もあるので。
委			員	もちろん。
座			長	その場合には当然ここを所管することになるので。
委			員	当然。
座			長	ですので、その書きぶりなのです。今回はこういったやり方なので、目的税でやるよりは曖昧というか。私がくどいほど書いているのはそういった意味なのです。やはりここは、税の議論よりは事業の議論です。 ですから、入っていないと上下の色を切ってしまうのは・・
委			員	もちろん、上下では切れないのでエクスキューズは入れておかないと、と言っているのです。課税自主権で、本来的に考えると税制の話だけをしていれば十分なのに、それだけでは済まなくなってしまっている。制度的に目的税で縛れないから。ですので、市民参画会議やみどりアップ計画という本来税制とは直接関係のないように見えるものが、目的を縛る上でとても大事な位置づけになっているのです。ですので、そこまで射程に入れてここの税調では議論をせざるを得ないのです。
委			員	今の意見はごもっともで、26頁のタイトルのところが「課税制度」になっていますよね。「課税制度」の中に(4)市民参画が入ってくるのは少し違和感があるという意見だと思って、どうすればいいかと言えば、市民参画の部分を別建てにしてまとめの前に節をひとつ作って、基金の管理をどうするかという別の話ですよね。節を分けるのはどうでしょうか。
委			員	節を分けてもいいし。
座			長	10年前はどうなっていましたか。
税	制	課	長	5年前は今回と同じです。同じですが、5年前は先に税率の話をして固定の話をして、 その次に市民参画という順番でした。
座			長	順番が違うのですね。
税	制	課	長	順番が違います。並びとしては、章は同じ並びで書いています。
委			員	そのときも僕は思ったのですが、そのときはまあいいかと思ったのですよ。どう考えて も違うな、エクスキューズは要るよな、と。

税制課長	別の節の方がいいかもしれませんね。
	少し、考えてみてください。
	それからまだ指摘したい部分があります。33頁。ここも読んでいてわからないのは、1
	 行目、2行目なのですが、前の頁からいくと「取組の柱ごとに横浜みどり税を充当してい
	る事業・取組を中心に評価・検証を詳細に行っており、さらには提案を行っている。」何
	の提案ですか。わからないです。事業・取組に関する提案ですね。市側が出さなかったも
委 員	のを推進会議側が提案をして、それが実行にまで至っているという例があるのでしょう。
	ですので、事業・取組に関する提案。
	それから、少し僕が疑問なのは、33頁の(5)の真上。ここ「市民参画の会議を設置す
	る必要がある」って、それはそうなのだけど、こういった形で正面きって書かれてしまう
	と議会軽視になりませんか。
座長	これは、10年前も同じことを書いたのです。
税制課企画係長	5年前もほぼ同じことを書いています。
座長	10年前は僕が書いたような。
/	入り口でしたらよかったのですが、時間が経って成熟してこの書きぶりがあると。です
委 員	から、議会と並んで、でいいと思います。
座長	僕はどちらでもいいです。
委員	議会と並んで市民みずからが関心を持ち、でもいいですよね。
座	議員さん何か言いますか。
環境創造局	まさに今、おっしゃったことと同じことを議会で言われたことがあります。
座長	そうでしょう。
委員	そうでしょう。
	ですので、我々は市民推進会議の意見を踏まえて、議会の先生方のご意見をベースにや
環境創造局	っています。
委員	議会が市民の代表者なので。
環境創造局	設置することに異議は唱えられていませんので。どう活用していくかということ。
座 長	強いのであれば、弱めましょうか。
	並んでいてもいいのではないでしょうか。
	少し考えてみてください。
委 員	次35頁。ここ読んでいてわからないのですが、ウのまとめのところ2行目「1件当たり
	の軽減額のインパクトが小さく」、1件当たりの数値はどこに出ていますか。上は筆単位
	で数えている。
税制課企画係長	はい。
	そうでしょう。件単位ではやっていないですよね。2筆で1件くらい充てていたらどの
禾 旦	ように数えるの、という話ですよね。ここの数字、前の頁の数字と1件当たりの軽減額の
委員	インパクトと、どう読み取ればよいのかよくわかりません。ここは書き直した方がいいよ
	うな気がします。
税制課企画係長	そうします。
	その方がわかりやすいです。
	それから、「厳しい検証」。36頁。そんなことを自分で言うのはおこがましいですよね。
委 員	私は賢いと普通の人は言わないですよね。ですから、「厳しい検証」ではなくて、客観的
	に「取組について検証した」でいいじゃないですか。検証するという事実はあるわけです
	から。

座 長	おそらく、僕が先に初めに送っているので。厳しい検証をしましたとどこかで書いたよ うな。
	それは座長メッセージとしては有りですよ。ただ、税制調査会全体の文章として出るの
委員	は、座長メッセージではなくて、悪く言うと感情部分ですから、感情的な表現はなるべく
姜 員	本文の中で動かすだけの方がいいと思うのです。 1 章について言えばそのような感じで
	す。
	どうしましょうか。私も似たようなところをチェックしていたのですが。議事録のよう
	なところは全部文章直せば済む話ですのでご確認を。
座	特に、ご指摘がなかったところですと13頁がよくわからないのですが、真ん中のところ
	「この樹林地取得の事業費の推移」というところのパラグラフの中で、「~において」が
24 mm 人 玉 左 巨	3回繰り返されている。ここでは何を書きたいのでしょうか。
税制課企画係長	何が言いたいかと言われますと、単純に"基金化しているメリット"なのです。
座 長	それが書いていなくて、事業費が変動していますということしか書いていないので。意味がまったく分からないので、そこは修文をお願いします。
税制課企画係長	はい。
1元的珠正四常文	せい。 それともうひとつ。ご指摘のあったところで、税率の中に使途が入ってしまっているの
	は私もまさにチェックしているのですけれど、ここはどうしましょう。削除をするのが一
	番いいですが、ご指摘のように別にたててしまうというのもあるのですが、ただ正確に言
	うと税制と使途までというのが、基本的に私は分けられないと思っているので余計にその
	事業ありき、税ありきではありません税だけ考えても何も答えは出ませんということを、
	「はじめに」で繰り返し書いているのですが、本来ですと使途の話は1節の方で今のよう
	に、この税制は政策ありきのものなので、まずここで課税の根拠を第1節で確認するとい
	うことを一文でも二文でも三文でも入れてもらえばそれで解消する問題なのです。逆に言
座長	うと、それがないので疑問に思う委員もいるように1節とは何だということになるので、
	まずは1章の1節に入る前のところに、繰り返しになっても構いませんのでみどり税とい
	うのは政策ありき事業ありきなので、課税の是非を検討するのに税制を見ただけでは答え
	は出せない。税制の前に使途を見て、その適切さを判断した上でこの課税が正当化される
	のかどうかを確認しなければいけないのようなことを書いていただけば、それでかなりの
	疑問は解消するのと、税率のところはこれ全部話を削除してしまうことができます。です
	ので、税率のところは基本的に第1節でみたみどりアップ計画のうち、充当分の金額を出
	すとこれくらいになります、それを、5年前にやったように、市民一人当たりで割った上で、法人分も計算するとこうなっています、と書いた方がいいのではないですか。
	数字ではないというのが分かればいいですよ。でたらめで9って言ったってわけじゃあ
	りませんと。ちゃんと事業経費の積上げから逆算して、これを数字になるよねって計算し
委員	てて、現実にその事業が実行できて、だからその数字でいただいた税収は、実際に使った
	やつと基金で今持ってるやつとで事業目的達成してるじゃないですかって落とせればいい
	わけですね。
	そういうことです。その通りです。なので、課税期間のところで基金の話を書いていた
座 長	だいて、これはこれで必要なんですけど、基金の存在、課税期間に限られませんよという
	のはこっちに書いていただいて。
委 員	はい。
	逆にこっちのほうは、税率から見なきゃいけない基金の話もこっちには入れていただ
座 長	く。事業費がこれだけあって税率こうやりました、で、基金がこれだけ残っているけれど
	も、これは買取に備えているものなので問題はない。税率でこれで取ってこう使ったけれ

委 <u>庫</u> 税制課企画係長 委	どうなってましたっけ。はい。 横浜みどり税条例の中に2つとも入ってございます。 そう 形式的には だから 本立てたんだけども 事業をやろために税収が欲しいって
税制課企画係長	
1九川武正 四 (それはやっぱり、事業はこんなことがやりたいっていうことが先に立って、それの財源
委	それはやうはり、事業はこんなことがやりたいうくいりことが元に立って、それの財源 確保っていう文脈で喋っているからですよね。
	やっぱり条例よりは、元々の考えのほうから入ると、10年前には二本柱という考えはま
座 長	・
委 [
座	
税制課企画係長	
	第3節で、固定先で市民参画を後にして。これは、横浜みどり税を適正に実施するため
座	に必要な2つの措置である。
委員	
座 長	そこでもう一つは、36頁のまとめがちょっと弱いというか、まとめた上で次に繋がるように、ここで評価をしちゃう必要があるような気はするんですけど、これまでの検証したところ、以上見てきたように、適正と判断をされるので、次期第3期の検討に入る準備が整ったみたいなのが最後にあると、繋がりやすいかなというふうに思います。ほかの先生方、いかがでしょうか。
委	なんか、ちょっと、熱い思いが前面に出すぎているなっていうのがあるんで。若干ひいたほうがいいかなっていうのはあって。例えば、非常に強いとか非常になんとかとか、っていうのが随所に出てきますし、あと前と比べて、前と比べて、前回と比べてっていうのが多すぎて、私だと逆に、前回はちゃんとやってなかったのかって思われてしまうかなと思います。たぶん前回という言葉が出るのは、長年やっていますっていう、その歴史がありますっていうことを強調なさりたいんだろうと思うので、それはきちんと段階を踏んで、これまでもきっちりとやってきていますっていうことだと思うんですけど。例えば、36頁で、前回の継続の時以上に厳しいっていうのに座長は注目されて、私もそれはそうなんですけど、前回の継続の時以上に向いていうのが入っていますし、次の頁の37でも、第1節の2つパラグラフの、はじめにのところの最後のところでも、前回の継続時以上に詳細な説明をってなってて、たくさんありすぎなんですよ。気持ちはよく分かるんですけど。なので、はじめにの座長のところでも前回よりも、と最初に強調して。
座 長	
委員	
委員	
委員	だけど、もうちょっと、冷徹に、というか冷静にというか。

	ナ体で書いたみだめ 安知的にわ
委員	本体で書いちゃだめ。客観的にね。
委員	そうですね。そのほうが、よりしっかり押さえて進んでいる、というのも見えてきますし。
委 員	そうそうそう。おっしゃる通り。
座長	いかがでしょうか、それ以外は。
委員	今、委員がおっしゃったことと関連していると思うのですが、気になったのが9頁のところで、非常に決意を持って今回臨んで、前回にも増してチェックする必要があると書いてあるのですが、その根拠がよく分からない。10年経って節目だからそうなのか、そこは気になったので。前回と比較して今回頑張ったというのはあんまり書かなくてもよいのではないかと。
座長	つい、サービス精神旺盛なものですから。常に向上していかないと。はい。ありがとう ございます。それではよろしいでしょうか。
環境創造局	19頁の写真ですが、畑ではなく資材置き場に転換されている場所の写真なので、違う写真に差し替えをさせてください。
座長	お願いします。 それでは、第2章に行きましょう。簡潔にポイントで説明してください。
税制課企画係長	第2章「第3期横浜みどり税の継続の是非」です。第1節の課税の継続の根拠です。基本的には課税の根拠を述べている部分で、「(1)これからの緑の取組」ですが、基本的には継承するという部分について問題がないだろうということで、変更・拡充する部分について確認しています。アの「取組の柱1」ですが、まずは、引き続き開発圧力にさらされているということを説明されたので、それを検証する必要があるということで、39頁のように樹林地が開発された事例を確認しています。実際に、保全されているところでは残っているが、それ以外のところでは開発された事例を確認しています。この原因として、40頁ですが、緑被率減少傾向の原因ということで、戸建て住宅、住宅となったところが多いことを確認できるので、その次に住宅着工の戸数はどうだったのかということを41頁から42頁まで確認し、住宅着工数がリーマンショックの時点では、かなり減少しているが、横浜市域全体では全国以上に着工数が増えていて、相変わらず開発圧力が強いのではないかという確認をしています。43頁ですが、コンパクトな郊外部の街づくりという言葉が出ていますが、まちづくりの考え方と整合性はあるのかということについて確認をしています。コンパクトな郊外部の街づくりは、駅からある程度のエリアのところをまとめていこうという、ものなので、44頁にあるとおり、緑の10大拠点と駅から15分以内で到達できるエリアを比べたときに、大体重なるということを確認しています。45頁以降で、今回変更になった部分の確認でして、新規指定の目標面積を500haから300haに目標を落とした理由について確認をしています。これについては、先ほどご説明した通り、指定面積が小さくなってきていることによるため、今後は小さな樹林地や難易度が増している案件について、今まで以上に丁寧に時間をかけた働きかけに期待していくということとしています。

によって樹林地を持ち続けることの負担が軽減されれば、樹林地の買取請求が後年度とな る効果も期待できるとしています。 続いて47頁のイ「取組の柱2」ですが、ここでは水田の保全と収穫体験農園・農園付き 公園の整備について、今後どうしていくのかということですが、基本的にはこれまで通り 続けていくということなので、続けていくことは妥当であるとしています。 48頁のウ「取組の柱3」市民が実感できる緑や花ですが、こちらについては、今回、拡 充するのが街路樹の部分です。街路樹の部分については、更新等についても使途を広げて よいというお話が議論の中でありましたので、まさに市民が実感できる緑としてよいので はないかということを書いています。 48頁の後段から49頁にかけて、外からガーデンシティ事業にもってきた事業があり、こ れはみどり税非充当の部分なのですが、基本的には身近な緑を感じられるようにしていく べきだというご議論を踏まえて、範囲を広げたことについては評価できるとしています。 49頁(2)行財政改革の取組の方向性ですが、先ほど、行財政改革の取組の効果は検証し たので、ここでは簡単に方向性のみとしています。今後の市税収入の見込みとして、今後 劇的に増えていくことはないことと、社会保障経費が確実に増加していることで、収支不 足が大きく見込まれることを書いています。イの行財政改革等の取組の方向性として、今 後も引き続き徹底した事業見直しを続けていくと中期の計画の素案でも書いていますの で、これを確認しています。 51頁「まとめ」として、最終的に、前提条件となる課税継続の根拠について、確認でき たものとしています。 第2節52頁「次期みどり税の税制」ということで、具体的な税制の姿を書いています。 (1) 課税手法として、引き続き均等割というのは、地域社会の費用を広く住民が負担す るという性質を有することから、みどり税については均等割の超過課税がふさわしいとし ています。(2)課税期間ですが、次期みどりアップ計画の計画期間が5年間であること からも、今回についても、課税期間が5年で妥当であろうとしています。53頁の後段でみ どり基金について書いていますが、基本的には不測の事態に対応するために必要なもので あるとしています。(3)税率ですが、「税ありき」ではなく「事業ありき」であるとし て、事業の選定を行い、その上で、4つの使途に基づいて、原案の中で充てるべき事業を 整理すると、56頁の一覧になるという構成にしています。 ここは、どうしましょうか。 前に入れた方がいいのではないでしょうか。全体では事業はこれだけありますが、その 中でみどり税を充てるのはここだけです、とあらかじめ言っておいて、税率はこれに充て るための税収確保であるという整理ですね。 第1節の(1)(2)(3)とある(3)を(4)に直して、これを(3)に入れるのは どうでしょうか。みどりアップ計画の説明、行政改革の説明があった上で、事業費の算定 という流れですね。 税率のところに書いてある使途の部分は前にもっていって、(3)にします。

座 長 委 員 座 長 56頁は仕分けになっていて、57頁は、3つの事業の事業費の比率が前計画と大体同じに なっていることの確認です。58頁で具体的な税率ということで個人100円法人1%が適当 であり、横浜みどり税の必要財源額が136億円になるので、税率を計算すると、個人900円 税制課企画係長 法人9%になるということを書いています。59頁の(4)市民参画については、引き続き 市民会議の設置が必要としています。60頁は、(5)固定資産税の軽減措置です。 座 これは、1章準拠の別建てにしましょう。 税制課企画係長 - 61頁を開いていただき、第3節「まとめ」としまして、継続するべきとしながら、国

	税・森林環境税の問題があるので、それについて次章で明らかにするとしています。
	税制調査会の報告書なので、第1節のところから、「環境創造局から報告があった」等
	は、全て一人称にしましょう。「この点について、税制調査会が感じる重要な疑問はここ
座 長	である」「課題として意識したのはこの点であり、こういう資料がある」などのように変
	えましょう。
T	37頁の第2章のはじめですが、「みどり税の継続の是非」であって、継続の根拠が問題
委員	なのに、文章を読むと課税の根拠になっている。どちらなのか。
税制課企画係長	継続に当たっては、課税の根拠が必要ということです。
	それは、現行の取組を評価してどうだったかということで、我々はOKだったと評価した
	わけです。それに乗っかればいいか、それとも新たな事情ができたので、そこを修正して
	説明ができるかという切り口になるかと思います。これと継続していいかどうかは別で、
委員	みどり税の課税の根拠の話と、2回目もやったので3回目もやりますという話が混ざって
安 貝	いるように思います。継続していいかどうかということは、1期2期と同じように、また
	やらなければならない事実があり、2期の分で積み残しがあるとわかったので、継続せざ
	ると得ないという説明が、一番すわりがいいと思います。課税の根拠なのか、継続の根拠
	なのかは、はっきり書き分けた方がいいと思います。
	1節の(1)に入る前の文章できちっと宣言をしましょう。継続の是非を判断するため
座 長	には、改めて課税の根拠を精査する必要があるということ、課税の根拠というのは事業の
	必要性であるということが書いてあれば済む話です。課税の根拠が何かということが、こ
	こを読んでいるだけでは分からない。
	41頁・42頁の棒グラフ・折れ線グラフですが、これは絶対数ですよね。絶対数で多い、
	少ないを議論してもいいものでしょうか。例えば人口比や面積比に計算しなおすなど、相
委員	対化しないと比較できなくて、面積が大きくて人口が密集しているところでは、数が多い
	のは当たり前と言われます。そうではなくて、人口比に比べて或いは面積に対して多すぎ
	るとやると、説明できるのではないですか。絶対数では多くても、面積がそれだけ広けれ
	ば、当たり前と言われてしまいます。
税制課企画係長	推移というよりは、増減率です。下がっているところは下がっていて、上がっていると
D2014101	ころは、全国と比較して高いということです。
委員	上がっているところが全国に比して高いということは、絶対数が多いだけということで
у д	はないですか。
税制課企画係長	上がっている角度が急ということです。
	角度は、絶対数の変化であって、根っこは絶対数です。これだけ人口が集まっていれ
委 員	ば、家を建て替える人も多いでしょうということです。
	絶対数の傾き同士を比較することに意味はないということです。
座 長	逆に、全国のデータは必要ありますか。横浜の開発圧力が減っていないということを示
	せればいいのではないですか。
税制課企画係長	全国のデータが無くても、論理は変わらないです。
	全国が減っている中でも増えています、ということを言いたいのなら別ですが、全国も
座 長	それほど減ってはいない。言うならば、全国的に住宅着工は停滞しているのに、横浜では
	増えていますということは言えるかもしれないです。
委 員	その絶対数が多いのは、面積が広いからです。
座長	つまり、これを絶対数で出す必要はないのですよ。増減率だけ出せばいいのです。
委員	絶対数の増減率は絶対数ですよ。

座長		E	ただ、ここで言いたいのは、横浜で家が多いとか少ないではなく、10年前と比べてどう	
座			文	だったかということです。
税	制	課	長	リーマンショック前と同じぐらいの規模になっているといいたいだけです。
座			長	開発圧力に変化はないということだけですよね。
税	制	課	長	文書の表現を修正します。
				グラフの読み取り方を書いた方がいいですね。単純に絶対数で示されても、それはそう
委			員	でしょう、となってしまいます。
安			貝	それと、45頁に現行計画とありますが、計画はたくさん出てくるので、これは具体的に
				どの計画ですか。
税制	訓課介	と 画 係	長	第2期みどりアップ計画です。
				では、そこはそのように修正してください。
委			員	それから、みどりアップ中心の話をしている中で、49頁になると、行財政改革の話に変
女			只	わるわけですが、その直前で次期計画について、「範囲を広げたことは評価できる」とあ
				って、次期計画をいきなり評価しています。ここがよく分かりません。
座			長	私も、ここはよく分からないです。この計画はみどりアップ計画ですよね。
税制	訓課企	三画係	長	そうです。
座			長	みどりアップ計画をいきなり評価するのは、先走っているように感じます。
委			員	やれるかどうかも分からないし、やってみてどうなるかも分からないですよね。
座			長	これは充当事業でもないですよね。
税	制	課	長	充当事業ではありません。
				そこが書いていないため、意味が分からないです。
座			長	環境創造局が必要であると言うなら、書いてもいいですけど、それなら充当事業ではあ
				りませんということを書かないといけない。
				もう一つ、これからやるものをやる前に評価するのかということです。そうではなく
				て、こういうことをやりたいと言っていて。それを確認したところまでは言えるかもしれ
				ない。そうすると、その次は、それを是とした場合に、財源がこれくらいで、税率はこの
委			昌	ぐらいですね、というそろばん勘定はできるかもしれない。これからやることについて、
			只	評価はできない。やることについて、その内容を把握した上で、この事業に充当したいと
				いう希望があるなら、その充当したいところについては、我々は、仮にそういうことをや
				るなら充当しても良いと思いますと、これからの事業についての財源を手当てするレベル
ļ				での評価はできると思いました、
座			長	ありがとうございました。コンパクトシティについて、何かご意見はありますか。
委			員	もう少し詳しく書いていただくか、簡素化してもらえないかなと思います。
座			長	この部分、長すぎますからね。中見出しを入れましょう。
				44頁から45頁については、個人的にはもう少し説明が欲しいかなと思います。特に45頁
委			員	で、この図から比較して、あまり矛盾がないとしていますが、ここの説明がもう少し欲し
				いかなと思います。
				61頁の3節の「まとめ」に比べると、第2期の評価のまとめが少なく、バランスが逆だ
				と思います。過去にやったことは、事実がたくさんあるので書くべきことが多いと思いま
委			員	すが、これからやることは分からないことが多いのでそんなに書けないはずです。なぜ過
	Ø		~	去のことは1頁足らずで、これからやることは2頁近くなのでしょうか。むしろ、過去の
				方が2頁近くあってもいいと思います。今は、市もそういった施策でやっていきたいと思
<u> </u>				っているのかもしれないが、災害などが起こった場合など、計画通りにできないこともあ

		ると思います。あくまで計画に対して、税制を土台にすることについての妥当性が諒とで
		きましたということさえ言えればいいです。それは、書くことがそんなにないはずです。
		今やっている第2期がどうだったかということは、具体的に現実に実施したことについ
		て、当初の計画と実施がずれていたかどうかを一つずつ確認しなければいけないから、総
		括するときに書くことはあるように思います。あるいは第2期をふくらますかですね。
4分生11部	早企画係長	第2期の方を2頁ぐらいに膨らますことが妥当だと思うので、その方向で考えます。同
化化市门时	化四邻文	時に、第3期の方もこれまでの議論を書いているだけなので、簡潔にします。
座	長	その他にどうですか。
工		まとめの62頁の「横浜みどり税の継続についての」から始まる段落以降は、必要が無い
委	員	のではないでしょうか。
座	長	「はじめに」の繰り返しなので、取ってしまっても大丈夫です。
委	員	64頁以降のことを紹介しているだけなので、次の段落まで取ってしまいましょう。
		ここの締めは、一行だけ「横浜みどり税の継続についての結論は以上のとおりであ
座	長	る。」で終わるようにしましょう。
		ほかにご意見ありますか。
*	吕	61頁の第2段落の「本税制調査会はゼロベースで再検討した」も不要だと思います。ま
委	員	た、37頁の4行目の「いよいよ」も不要かなと思います。
		それでは、第3章について説明を私からします。
座	長	頭書きに、なぜこの章があるのかということで、「はじめに」を繰り返しています。形
		容詞についての、ご指摘が多そうな気がしています。
委	員	この第3章の案は、誰が作られたのですか。
		私です。
		本来であれば、第2節が我々のメインであって、諮問からすれば、みどり税と交付税の
		関係を書けば終わりなのですが、やはり税制調査会という、後々時代を超えて評価される
		というご発言や、ぜひ書くべきだというご発言も委員からありましたので、書かせていた
		だきました。
		第1節についてはおおよそ概説なのですが、次の頁ある表の言葉をベースに、私が追記
		を行いました。最初の65頁からいきますと、目的は引用で書きまして、引用なので「
		でくくりました。納税義務者は個人で、法人への課税は行われないということは、この部
		分で書いておきました。税率は1,000円で、ここで注意すべきことは、表にない表現とし
		て、個人住民税均等割の上乗せ課税ですということを追加したことです。この上乗せ課税
rate of	F	の問題点は後に書きますとしたうえで、この部分については第1節から評価を入れ始めて
座		いて、国税が地方税に付加されるあり得ない税だということをあえて指摘をしています。
		なので、制度の解説というよりは、この部分から問題点の指摘をして、後に拾わないよう
		な問題もここでは出しています。つまり。結論付けられないような問題点、こうしろああ
		しろとならない問題点はここで出しています。
		次の66頁も賦課徴収、これも税法の先生がどのように言うのか気になりつつ、私の方で
		は非常に変則的な制度としています。非課税の範囲については、課税最低限が変わってし
		まうという問題点を書きますので、ここでは、個人住民税に準じてとしています。それ以
		降が譲与税の問題となっていて、譲与税の使途がここに書いてあるように、よく分からな
		いもので、だんだん拡大しているということ、それから事実として配分基準について書い
		ています。
		67頁では、「人口である以上」と続くのですが、ここの表現が難しく、大都市に特別に
		国税を使ってまで整備する森というのが普通は考えられないということを指摘して、後で
L		

この点は繰り返しています。このように、使途があいまい、かつ大都市にも行っているということで、何のための税なのでしょうかということに疑問を出しておきました。

最後に、これは財政学者から指摘をしないといけないというところですが、譲与税特別会計なのに、借入れを5年もやるやり方、これは問題であって、適切なのでしょうかという言葉にはしていますが、ここで指摘をしています。69頁にかけて、「特別会計の借金で譲与税をまかなうのは、本当に適正な手法なのだろうか。これほど異例の工夫を凝らさなければならない理由は何なのだろうか」としています。

第2節「国税の問題点」として、以前、皆様にお話をしたベースに作っています。中身としては、人頭税であることを書いています。ここで、前回、そもそも均等割は人頭税ではないかというご指摘いただいたことについて説明をするために、71頁で、地方税では均等割は正当化されるということを半頁使って書いています。それを、応益性及び負担分任という言葉で説明していて、地方税であればこれは成立するけど、国税でこんなことをやるのはおかしいということを書きました。72頁で、このところが2番目の問題なのであって、応益性を課税根拠にした国税を作ったら、とんでもないことになりますということを書いています。この点については、本当に、租税先生でも財政学者でも言っておかないと、人頭税ばかりになりそうな気がします。

次の3つ目の問題です。いままであまり言われていなかったのですが、実施に向けて問題になってきます。課税が始まるまでに総務省が対応するのだと思いますが、現時点では指摘をしないといけないものです。課税最低限が間違いなく変わるので、これをどうするかということです。課税最低限をそろえるとなると、課税自主権の侵害だということになります。総務省は相当苦しい立場になります。住民税の課税最低限を揃えるのでしょうか。いずれにしましても問題の指摘はしました。

4番目です。目的が曖昧であるということ、枠内の1~4、おおよそ考えられる目的はこれではないでしょうか、と出したうえで、この4つの目的に照らして使途が曖昧です、ということを後ろの75頁の所に書いてあります。75頁の使途の曖昧、つまりこのままいくと効果の判定を行うことが出来ないので、何のための税なのか分からないし、税の使途が曖昧なので効果の検証が出来ないし、そもそも譲与税だから使途を縛れないし、ということを書いてあります。

5番目が税収配分の人口基準の問題になります。これも今の上の4つを使って、森ですとか地球環境ということをいうのであれば、都市に配る理由はない、ということと、財政調整であるならば、余計に都市に配る理由はないので、税収配分における人口基準というのは、明らかに異質で異例のことである、ということをここで指摘をしました。

さらにめくっていただいて77頁、税収の使途が曖昧だということで、使途についてもう一度ここで書いてあります。こちらで本格的に書いてあります。使途について書いた上で、最後に使途が重複するので、国税の譲与税が拡大された結果、2重課税・3重課税という批判が起きている、ということを明らかにして、記者さんにはこの点を説明しようと思っております。その上で、関係について出しました。関係については、79頁をご覧ください。課税の根拠・目的が違います、ということを1番の理由にしています。この意見で押し切ろうと考えております。最初の方であげたような市場化できない森林の整備をすることが目的である以上、横浜市にはそのような森林は存在しない、ということを言った上で、両者は明確に違う。したがって、いくら使途が似ていても目的と理念と根拠が違うので、二つの税が重なることはない、ということを明らかにしました。その上で、82頁になりますが、2重課税・3重課税という言葉については、専門家の我々の立場から、用語の使い方には注意してください、2重課税というのは、法人税と個人の配当課税、あれこそ

が2重課税であって、それ以外は、2重課税という言葉は使わない。もしも使うのであれ ば、同じ目的で何個も同じ税金があるということ自体は問題にはなりません、ということ を指摘しました。その上で、84頁の第4節で、横浜市における使途で、両者は違う目的な ので、横浜市においては、次のような金額がくるが、86頁の充当事業、国税創設の当初目 的への合致するもののみ支出をする、ということです。これは、説明の仕方によっては、 使途が拡大していって指定都市では、木材利用に使えということと被っているように聞こ えてしまいますので、そちらには触れずに、そもそもの国税の創設目的からすると整理で きない森林の整備であるから、そこから出てきたものだけを利用する、というロジックに しています。世間で言われるような都市では、森林教育をやりなさい、という意味での木 材利用ではなく、市場化できないところを市町村が介入して整備をする、それを買う立場 で支援をすることで循環サイクルを作ります、というロジックで、ここは委員からいただ いたご意見そのままです。

以上になります。

おわりには、第3期の方向性は良いことで、みどりあふれる大都市を嘱望します、と書 いてあります。国税のこと、原理原則は重要であり、一度でも妥協を甘受してしまえば、 制度は崩壊する。その悲劇が現実に起きないよう、「言うべきは言う」という姿勢を忘れ てはならない、としています。

皆様方から何かありますでしょうか。

文章をもう少し、洗練されてはいかがでしょうか。

たとえば、「深刻な大問題である」と書いてありますが、「大問題」という言葉が随所に 出てきます。「深刻な問題」にしてはいかがでしょうか。文章に強弱をつけていただいた 方が良いと思います。座長は、財政学者でいらっしゃるので、そこを強調したほうが良い と思います。

その上で、ここでは、森林環境譲与税の配分基準に人口基準が加わったことについて、 書いていらっしゃって、後ろに課税の時期と譲与税の時期にタイムラグがあることを書い ていますが、私はどちらかというと最後につけた方を強調したほうが良いと思います。そ うしますと、67頁をもう少しスッキリさせて、「横浜市や大阪市を思い浮かべていただけ ればすぐ理解できるように」を削り、「かくして、国税の創設は、本当に森林整備のため に必要な増税なのか、その名称は実は看板倒れで真の目的や創設の意義は説明と違うので はないかといった、疑問の噴出を押さえがたいのである。」と書かれていますが、指摘し 員 たいポイントをもう少し強弱をつけた方が良いと思います。どちらかという69頁の「異例

のシステムであり、はたして正しい選択なのか大いなる疑問を抱かざるをえない。」の方 を残して、67頁をもう少しシンプルにした方が良いと思います。70頁の「飛びぬけて不公

平な税であり」か、「不公平極まりない税である」のどちらかを取ってはいかがでしょう か。ここでもっともおっしゃりたいのは、応益性と負担分任の話だと思いますので、そち らを強調したほうが良いと思います。その後ろの応益性の所をシンプルにした方が良いと 思います。71頁で応益性と負担分任をおっしゃりたいと、先ほど説明であったので、ここ

を強調して、72頁の「応益性を課税根拠とすることの問題点」はあくまで租税理論上おか しいという位にとどめて終わっては、どうでしょうか。より洗練された文章にして、こう いう所を取って、応益性というのは、地方税の理論である、ということだけを言えば、強 弱がついて大事なところ、一番言いたいところ、二番目に言いたいところと、いくつも言

いたいことがおありなので、強弱をつけてはいかがでしょうか。全部を削ることはないと 思いますので、いかがでしょうか。

人口の所は、横浜市に関係してくるので、悩んでいます。人口配分で横浜が後で苦しむ 長

委

座

	ことになります。
	私が気になっているのは、「この譲与税は大都市には来るべきではない」と書いていますが、書き過ぎているのではないか、と思っています。しかし、税制調査会ですので、実際に決定権があるわけではないので、税の立場からいうと譲与税はおかしい、と言い張ってもいいのかもしれません。大都市には配分すべきではないと言ってもいいのかもしれません。それが市民の皆さまからすれば、「そうではない」という意見が出ることもあるかもしれません。
委	おっしゃるとおり。そのような説明だと思います。 64頁の第3章の最初のところ、第1節に入る前のところは、こういうことを書くのではなく、第1節の3行目の所に書いてあるような、与党税制改正大綱でこのようなことが飛び込んできた、とか、その前提となるのは、80頁に出てくる検討会報告書が相次いで報告されて、こういう議論が国で進んでいる。森林環境という文脈では、同じ緑や森を対象にしているように見えるので、その両者の関係をここで検討しておく必要があると思われる、と書いたらいいのではないでしょうか。いきなり結論のようなことを書いたり、こうしたらいい・悪いということを書いたりする場所ではないと思います。1節以降で検討しましょう、として、今、1節の前に書いてある文言は、まとめに書くべきことだと思います。結論として言うべきことだと思います。それは、結論で書いても良いし、こういう経緯で検討しなくてはいけないのだけれども、前もって結論を言っておくと、以下で検討をするとおり、税制調査会は考える、と2段落目くらいに書くのは悪くないと思います。
座 長	この部分の意図は、結論を言いたかったわけです。基本的に国税のコメントをするの は、我々の本分ではないが、それをやらなければならないことの説明だけです。
委員	こんな文章がこんなタイミングで発表されてしまった。一見見た所似ている。横浜みどり税とどのような立場に立つのか分からないので、精査してみましょう。先走って言ってみれば、以下で議論をするように結論としては、我々はこう考える。では、検討の中身を見ましょう、と入っていけばいいのではないでしょうか。
座長	次の説明だけです。
委員	そのように書いた方が柱書の意味が分かると思います。また、その後65頁66頁は、特に言うべきことはございません。 70頁以降、悩んでいた部分があります。地方税の負担分任という文脈ですと、均等割はありというのは、財政学ではそうです。金子先生もそのようにいっていますので、租税法の世界ではそのように言ってもいいのかな、と思います。しかし、入り口で、人頭税だと言いすぎると、横浜市でやっていることも同じではないか、と言われてしまう気がしていましたが、地方税の負担分任の話で行くならば、横浜は地方税で、森林環境税は国税だ、と書いておかなければならないと思います。森林環境税が国税ですが、制度的には、地方税で組み立てられています。均等割で取れと言われています。しかし、それは、便法であって、本来は国で新たに税目を組んで、自分たちで執行をするようなものをやればいいものを、例えばコストがかかる、あるいは政治的に、あるいは横浜市みたいに超過課税をやっている、いろんな理由で、乗っかってきただけです。使い道だって、どういう比率かは置いておいて、全国にばらまくと言っています。要するに横浜みたいに保護すべき森林が無い所にも飛んできます。一見、もらえて嬉しいけれども、何をしていいのか分からないものをもらって困る、ということもある。そうやっているだけですので、性質としては国がやるべき財源確保と所得移転・財源移転を国の中だけでやればいいことなのに地方を引きずりこんで、やっているので、これは性質的には国税である。だから、地方税が負担分

		い、と持って行った方が分かりやすいと思います。
		そこまで書くと財政制度論になってきて、意見が分かれるところになってくると思いま
座	長	す。
		- / 。 分かりにくいのが、片一方で国税と言いながら、地方税の超過課税の説明が出てきて、
		どちらの考え方に乗っかれば良いのか分からないです。負担分任の話しで正当化できる
		我々の立場と、国は違うのだから、批判しましょうと、はっきりコントラストを付けた方
		が良いと思います。だから、森林環境税は、国税である、と説明をもう少し丁寧にしたほ
委	員	
		うが良いと思います。単純に国税・国税というのではなく、こういう意味で国税であると
		いった方が良いと思います。制度は地方税法の改正でやるので、地方税だと思います。条
		文的には地方税です、と言われるとぐうの音も出ないと思います。それは、便法でやった
		だけです、と最初に言った方が良いと思います。
_	_	座長としては、国税のロジックがおかしい、ということをおっしゃりたいということで
委	員	よろしいでしょうか。本来は、横浜市がやっているロジックの方が普通です、ということ
		ではないのでしょうか。
座	長	もちろんそうです。
委	員	そうだとするならば、今、委員がおっしゃったことを書いた方がいいのではないでしょ
女	只	うか。
		そこまで書いてしまうと、そもそも新たに国税作ることの是非が分かれる部分です。国
Titi:	長	税でやった方が良いという人もいれば、森林交付金を作れという人もいます。国税で取る
座	又	のは良いが、全然関係ない所で取った上で、分ければいいではないか、というだけの話で
		すが、それをしてしまいますと際限がなくなってしまいます。
*	县	それはそうですが、私たちから見て、国税・森林環境税は、こういう点から疑問視を投
委	員	げかけざるを得ません、ということとは違うのでしょうか。
座	長	そのとおりです。
委	昌	それをスマートに洗練された形で、メッセージとしてまず、はっきり言わせていただき
女	員	ます、ということを書きたいのではないか、と私は受け取っています。
座	長	そうですので、廃止を含めて、見直し・考え直しと書いてあります。
T.	員	そういう意味では、私の言葉で言うとよりスマートに、ということをおっしゃっている
委		のではないでしょうか。
- 	Ħ	代替案が出せません。どういう政治力学でこれが出てきたのか、我々は推測するしかあ
座	長	りません。
委	員	そこは読まない方がいいのではないか、という意見です。
座	長	国税以外の形、あるいは国税のバリエーションという所まで、我々は言えません。
委	員	そこは言わずに、政治的なところまで汲まない方がいいのではないでしょうか。
座	長	政治とは、政策選択のことです。
委	員	淡々と指摘をするだけでいいのではないでしょうか。
座	長	そのとおりにやっているつもりです。
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	そのとおりだと思いますので、より、このようにしたら、というのが、委員の意見だと
委	員	思います。
		クリアカットしてはいかがでしょうか。
委	員	せっかく超過課税で、市町村レベルで取っても、税収を確保してもそれは、右から左で
	<i></i>	国庫に吸い上げるというだけです。
座		これは、地方税法で規定されるのでしょうか。
i /	Д.	C4 0104 10104 10104 1000 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1

税制課企画係長	国税です。
座 長	譲与税法に規定されるのでしょうか。
税制課企画係長	森林環境税法と森林環境譲与税法に規定されると考えております。
座 長	新しい税目として規定さると考えております。
委員	地方税法に超過課税をやります、と規定されるのではないでしょうか。
税制課企画係長	違います。
座 長	地方税法は、一切関係ありません。
税制課企画係長	森林環境税法に課税最低限などを書き込むつもりでいると思います。
委員	それで、執行するのは誰でしょうか。
税制課企画係長	「地方税の例による」と書かれると思います。
	そうであるならば、地方税法に乗っかっています。どこで乗っかろうが、均等割の超過
	課税という最終の技術に持っていかなければいけないので、地方税法に乗っかることにな
委 員	ります。最初に地方税法を改正して、森林環境税の税率はいくらです、と書くのか、森林
	環境税法を制定して、地方税の例による、と書くのかというのは、条文の作り方の技術の
	違いだけです。立法技術の話です。
座 長	地方税法を改正するのでしょうか。
税制課企画係長	改正しないです。
无 吕	「例による」であれば、改正をしたのと同じになります。例によるとは、地方税法の上
委員	に重ねるという意味です。
税制課企画係長	地方税法の上には乗っかってくるとは思っています。
座 長	法律に基づく法定受託事務でしょうか。
税制課企画係長	そうです。徴収取扱費ももらいます。
座 長	当然、払われるということですね。
委員	法定受託事務として整理されなければ、国が執行しなければならない、ということです
安 貝	ね。だから、国税です。昔の機関委任事務と同じということですね。
税制課長	形上は、森林環境税法を制定して、所管は財務省になると思います。
税制課企画係長	森林環境税法は財務省で、森林環境譲与税法は総務省という仕切りだと思っています。
委員	財務省から総務省に「例による」で引っ張ってくるということですね。引っ張ってきた
女 貝	ら、住民税に乗っかってくるということですね。
座長	国税と言いながら、特会に直入でしょうか。
税制課企画係長	直入です。国には一銭も入らないというのが国の言い分です。
委 員	そういうことを淡々と指摘すればいいのではないでしょうか。
座長	法律が制定されていませんので、これも推測でしかないです。
委 員	租税理論で行くのはどうでしょうか。
座 長	租税理論で書けることは、既に答申に書いてあることだけです。
Æ K	いかがでしょうか。
	森林環境税の批判というのが、租税理論からのものと目的が曖昧であることと税収の使
	い道が拡大を続けていて曖昧という3点があって、あとの方がみどり税の話と絡み合って
	くるところですが、目的が曖昧ということと、税収が曖昧ということについて、事実を述
委 員	べた方がいいのではないかと思っています。例えば、74頁の目的として想像できるのは、
	以下の4つである、という所も、いついつの報告書では、これがクローズアップされてい
	るが、次は、いついつ時点の報告書だとこれがクローズアップされている。と入れてはい
	かがでしょうか。

		び中の仕込み感味 1 、さまま 19の味 トー 191- 191 - ーキー1 、 さっきょ) キリック・マ
		税収の使途が曖昧という所もどの時点でどれが入ってきてというのを入れた方がより説
		得力があると思いました。いついつの報告書時点では、こういわれていて、今の時点で
		は、これが入ってきている、と入れた方が良いと思います。
		使途の変化は、事務局には頼みましたが、色々なことを聞きすぎて、例えば、国会でこ
		んな答弁があったとかも含めて、色々な話が出てきていて、どこでなにを言われたのか、
	長	というのを特定するのが難しいのが、正直なところです。
座		最初の4つの所は、少なくとも4番目については、絶対ありますが、我々財政学者の推
) .	K	測に過ぎませんので、報告書に書かれていることはありません。 1~3番目はあります。
		均等割で森林がらみで配る、というのは、当然財政調整である、というのは、財政学者か
		らすると当然ですが、報告書からきちんと引用をしろ、ということであれば、ここの所が
		記載できなくなります。
委	員	4番目は目的なのでしょうか。効果なのでしょうか。
मंद	長	言い出した人の発想からすれば、答申に記載されたようなことになります。衰退した地
座	ズ	域にお金が欲しい、ということです。
		66頁の言葉遣いですが、拡大解釈は、禁止、というより、されないので、文言を変更し
委	員	たほうが良いと思います。「使途の指定が抽象的に過ぎるので、」で止めて、後ろは削除し
		たほうが良いと思います。
座	長	皮肉を込めて言っています。
		結局、3重課税と言われてしまうのは、使途が問題であると思います。我々としては、
		3つの税の使途が分かれていることは分かります。システムをよく知っている者として
		は、全然違う所に使われることは分かるので、3重課税ではないと思えますが、やはり、
	員	市民目線からいうと「私の1万円はどこにいったの」という質問に対しての説明が難しい
		と思います。最初の所に横浜市の緑とは一体何だろう、という所を書いていただいていま
		すが、結局森林組合はない、とか私たちにとっては当たり前のことが、この文面からは、
		情報として届けられていないのかもしれません。市民が、横浜にも緑があるから、森林組
*		合あるよね、と誤解している人、私も横浜市から説明を受けるまで誤解をしていました
委		が、そのように誤解している人もいると思います。そこで、保全するみどりは一体何だっ
		たのだろうか、ということを事務方で、まとめていただけると良いのかなと思います。変
		わってきたというところに戻りますが、維持管理にもお金を使わないといけない、と変わ
		ってきたということは、今後のことに響いてきていると思います。緑の状況というのは、
		最初、土地を買って、保全をすればいいと思っていたけれども、そんなことよりも維持管
		理にお金がかかるようになってきたことも入れ込んだ上で、使途というものをもう少し並
		列に考えて、税というものを組み立てなければいけない、という所から始めた方がいいの
		ではないでしょうか。
座	長	おっしゃるとおりですが、書くのが難しいです。
		そのとおりです。優秀な事務方がいらっしゃいます。
		市長や他の自治体の首長が、SDGsにはまっていて、好きな言葉のようです。将来30
	員	年のビジョンを示せというものなので、横浜市も緑という所で絡んでいますので、今後の
		緑の在り方を考えるということは、大変重要であると思います。要は、国税が出てきたの
委		であれば、市税は要らないのではないか、と市民は思います。座長が一生懸命書いていた
		だいていますが、払う側にすれば、「これ以上払いたくない」と思います。そこは長期の
		ビジョンで、横浜市は緑を考えていて、昔とは違った形にもなっていて、ぜひ市税を継続
		させてください、というメッセージがほしいです。確かに国は、便乗商法で良くないです
		が、

				だからと言って、市税をやめるわけにはいかない、ということをアピールするようなも
				のになっていくといいと思います。
				正論のご意見をいただきました。あとは、時間との戦いです。
				ご意見をいただきまして、もちろん修文等、構成の変更もありますので、早急に取り組
			長	ませていただきます。その上で、市長に提出をした上で、市会に諮らなければいけない、
座				というスケジュールが決められていますので、もしもよろしければ、座長預かりとさせて
				いただきまして、修文に努め、できるだけ皆さんのご意向を織り込んで、来週には、市長
				に提出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委			員	86頁の最後、横浜市で何をやるか、という所ですが、下から2段落目の「具体的には」
				の段落ですが、「国内」という言葉を入れてもらえませんでしょうか。
				指定をしたつもりでしたが、当該自治体の「当該」が上の「経済ベースに乗らない」の
				所を市町村がやる自治体の所で当該を使っているので、国内とやった方が当然はっきりし
座			長	ますので、表現を膨らませるかもしれませんが、「経済ベースに乗らない国内材の利用
				を」という表現を使いたいと思います。
				座長預かりにしていただいた、ということで、事務局にお返しします。
税	制	課	! 長	熱心なご議論ありがとうございました。時間を超過いたしまして申し訳ございません。
17L	ניח			最後に横山財政局長よりご挨拶をさせていただきます。
				大変暑い中、お忙しい中、ありがとうございました。4月25日に諮問をさせていただき
			最	まして、短期間の中で、大変お忙しい中、6回に渡しまして、熱い熱心なご議論をいただ
		局		きましてありがとうございました。今日、原案で用意した物が大変突っ込みどころのある
				ものでございましたが、それに対して大変温かく具体的にご指摘いただきましたこと、心
				から感謝申し上げます。全体の議論を拝見しておりまして、委員の先生方の中には、都市
財	政			横浜で、緑を保全していくことへの意義といいますか、深いご理解があって、熱いご議論
				をいただいていると感じました。環境創造局の職員も勇気づけられたと思っております。
				答申をいただきました後には、市として最終的な意思決定をさせていただきまして、市会
				に向けて、税制案を提出できるように進めてまいります。答申はもちろんですが、この議
				論を通じて、いただきましたご意見・ご指摘は、今後、十分に踏まえ活かしながら、対応
				をしていきたいと思っております。この度は、本当にありがとうございました。
				答申につきましては、先ほど座長からおっしゃっていただきましたとおり、来週、25日
税			課長	に、先生方からいただいた意見をなるべく踏まえさせていただきまして、市長に手交とい
	制	課		う形でやらせていただきたいと思います。その前に、先生方には、最終案を送らせていた
				だきます。よろしくお願いいたします。これをもちまして、第4期第6回税制調査会を終
<u> </u>				了させていただきます。本当にありがとうございました。